

パブリック・コメント手続（意見募集）

市営住宅条例等の一部改正について

意見募集期間

令和3年（2021年）

7月13日（火）～8月6日（金）

お問い合わせ先：都市部市営住宅課

電話 046-822-8415（直通）

横 須 賀 市



パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

パブリック・コメント手続にあたって

コロナ禍における低所得者の生活不安が社会問題化していること等に伴い、若年単身者の方が、応募倍率の低い市営住宅に申し込めるようにする等の入居要件を緩和するため、市営住宅条例及び規則を改正します。

このたびのパブリック・コメント手続は、次の改正案に対してご意見を伺うものです。

《改正する条例等》

市営住宅条例及び規則

【目 次】

◆ 市営住宅条例等の一部改正について	2
◆ 意見の提出方法	3

◆市営住宅条例等の一部改正について

1 改正の趣旨

コロナ禍における低所得者の生活不安が社会問題化していることや、応募倍率の低い市営住宅の入居対策として、60歳未満の単身者の方が市営住宅に申し込めるよう、市営住宅条例及び規則を改正し、住宅セーフティネットの役割を強化しようとするものです。

2 主な改正内容

一部の市営住宅（※）について、以下の入居要件を緩和します。

（１）60歳未満の単身者が申し込みできるよう変更。

（２）一戸当たりの床面積が50㎡を超えていても、単身者が申し込みできるよう変更。

（※）定期募集での応募倍率が1倍未満の市営住宅。

3 同様の取り組みをしている自治体

神奈川県（令和2年11月から実施）

4 施行日

令和4年4月1日（予定）

意 見 の 提 出 方 法

1 提出期間 令和3年（2021年）7月13日（火）から8月6日（金）まで

2 あて先 都市部市営住宅課管理供給係

3 提出方法

○書式は特に定めておりません。

○住所及び氏名を明記してください。なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。

- （１）（市内在勤の場合）勤務先名・所在地
- （２）（市内在学の場合）学校名・所在地
- （３）（本市に納税義務のある場合）納税義務があることを証する事項
- （４）（当該パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合）利害関係があることを証する事項

○次のいずれの方法により提出してください。

（１）直接持ち込み

- ・都市部市営住宅課（横須賀市役所分館3階）
- ・市政情報コーナー（横須賀市役所2号館1階34番窓口）
- ・各行政センター

（２）郵送

〒238-8550

横須賀市小川町11番地

横須賀市役所 都市部市営住宅課

（３）ファクシミリ

046-822-8537

（４）電子メール

ho-ci@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予め御了承ください。
いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後すみやかに公表いたします。